

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 8 月 25 日（金）第3343号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い）	1
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	2
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	（介護福祉課取扱い）	2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い）	2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	2
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定	（水産振興課取扱い）	3
○海岸保全区域の廃止	（漁港漁場課取扱い）	3
○海岸保全区域の指定	（漁港漁場課取扱い）	3
○県営土地改良事業の工事の完了（4件）	（農地整備課取扱い）	6
○公共測量の実施（3件）	（監理課取扱い）	7
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い）	7
○道路の位置指定（2件）	（始良・伊佐地域振興局取扱い）	7
	（熊毛支庁取扱い）	8

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する公告	（商工政策課取扱い）	8
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告	（商工政策課取扱い）	9
○一般競争入札公告	（会計課取扱い）	9
○一般競争入札の参加者の資格に関する公告	（県立病院課取扱い）	12
○一般競争入札公告	（県立薩南病院取扱い）	13

公 安 委 員 会 公 告

○警備業交通誘導警備業務1級検定実施公告	（生活安全企画課取扱い）	16
----------------------	--------------	----

告 示

鹿児島県告示第898号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年 8 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
有限会社湯之元家具	日置市東市来町長里1147番地1	有限会社湯之元家具	日置市東市来町長里1147番地1	谷 武雄	平成29年2月28日	福祉用具貸与
有限会社湯之元家具	日置市東市来町長里1147番地1	有限会社湯之元家具	日置市東市来町長里1147番地1	谷 武雄	平成29年2月28日	特定福祉用具販売

鹿児島県告示第899号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成29年 8 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションリカバリー	霧島市隼人町住吉56番地	株式会社ジョイントライフ	霧島市国分中央三丁目1番6号 肥後ビル2F	緒方 大地	平成29年 8月14日	訪問看護

鹿児島県告示第900号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年 8 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
奄美市社協住用居宅介護支援事業所	奄美市住用町西仲間65	社会福祉法人奄美市社会福祉協議会	奄美市名瀬長浜町5番6号	小倉 政浩	平成29年 8月1日	居宅介護支援

鹿児島県告示第901号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年 8 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
有限会社湯之元家具	日置市東市来町長里1147番地1	有限会社湯之元家具	日置市東市来町長里1147番地1	谷 武雄	平成29年 2月28日	介護予防福祉用具貸与
有限会社湯之元家具	日置市東市来町長里1147番地1	有限会社湯之元家具	日置市東市来町長里1147番地1	谷 武雄	平成29年 2月28日	特定介護予防福祉用具販売
デイサービスみらい	垂水市田神408番地1	株式会社観麗	垂水市田神408番地1	井手元 誠	平成29年 8月31日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第902号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成29年 8 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションリカバリー	霧島市隼人町住吉56番地	株式会社ジョイントライフ	霧島市国分中央三丁目1番6号 肥後ビル2F	緒方 大地	平成29年	介護予防

シヨンリカバリ ー	吉56番地	ントライフ	三丁目1番6号 肥後ビル2F	8月14日	訪問看護
--------------	-------	-------	-------------------	-------	------

鹿児島県告示第903号

肝属郡肝付町南方23番地7 津代正秋及び肝属郡肝付町南方515番地1 柳川良則からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年 8 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 肝付町内之浦区域（肝属郡肝付町大字北方及び大字南方の地区）
- 2 区分 小型定置漁業及びます網漁業

鹿児島県告示第904号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、昭和45年10月31日鹿児島県告示第1118号の3で指定した鹿児島県薩南諸島沿岸龍郷漁港海岸保全区域を廃止する。

平成29年 8 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第905号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成29年 8 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

龍郷漁港海岸保全区域
鹿児島県薩南諸島沿岸龍郷漁港海岸

区 域	基 点	補 助 点
1 龍郷漁港龍郷地区海岸 基点1から基点6までを順次直線で結んだ線並びに基点6，補助点6の1，同5の1，同4の1，同3の1，同2の1，同1の1及び基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域	1 大島郡龍郷町大字龍郷字辺座崎1762番地内1号標くいの点	1の1 基点1から153度00分50メートルの点
	2 基点1から242度00分267メートルの点	2の1 基点2から136度00分50メートルの点
	3 基点2から212度30分163メートルの点	3の1 基点3から94度30分80メートルの点
	4 基点3から133度00分45メートルの点	4の1 基点4から95度00分40メートルの点
	5 基点4から180度30分277メートルの点	5の1 基点5から92度00分40メートルの点
	6 基点5から177度00分241メートルの点	6の1 基点6から88度00分40メートルの点
2 龍郷漁港小浜番屋地区海岸 基点1から基点13までを順次直線で結んだ	1 大島郡龍郷町大字龍郷字小浜76の2番地内7号標くいの点	1の1 基点1から71度30分60メートルの点
	2 基点1から136度30分237メートルの点	2の1 基点2から

線並びに基点13, 補助点13の1, 同12の1, 同11の1, 同10の1, 同9の1, 同8の1, 同7の1, 同5の1, 同4の1, 同3の1, 同2の1, 同1の1及び基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域	<p>3 基点2から165度00分172メートルの点</p> <p>4 基点3から198度30分142メートルの点</p> <p>5 基点4から147度00分270メートルの点</p> <p>6 基点5から196度00分417メートルの点</p> <p>7 基点6から304度00分45メートルの点</p> <p>8 基点7から241度00分75メートルの点</p> <p>9 基点8から276度00分154メートルの点</p> <p>10 基点9から260度30分247メートルの点</p> <p>11 基点10から219度00分126メートルの点</p> <p>12 基点11から272度30分342メートルの点</p> <p>13 基点12から190度00分280メートルの点</p>	<p>62度00分60メートルの点</p> <p>3の1 基点3から88度00分60メートルの点</p> <p>4の1 基点4から82度30分70メートルの点</p> <p>5の1 基点5から96度00分30メートルの点</p> <p>7の1 基点7から124度00分95メートルの点</p> <p>8の1 基点8から176度00分40メートルの点</p> <p>9の1 基点9から179度00分50メートルの点</p> <p>10の1 基点10から147度30分70メートルの点</p> <p>11の1 基点11から160度30分80メートルの点</p> <p>12の1 基点12から144度00分80メートルの点</p> <p>13の1 基点13から100度00分70メートルの点</p>
<p>3 龍郷漁港瀬留地区海岸</p> <p>基点1から基点3までを順次直線で結んだ線並びに基点3, 補助点3の1, 同2の1, 同1の1及び基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域</p>	<p>1 大島郡龍郷町大字瀬留字永栄原21番地内19号標くいの点</p> <p>2 基点1から220度00分387メートルの点</p> <p>3 基点2から187度00分168メートルの点</p>	<p>1の1 基点1から137度00分70メートルの点</p> <p>2の1 基点2から122度00分70メートルの点</p> <p>3の1 基点3から60度30分100メートルの点</p>
<p>4 龍郷漁港玉里地区海岸</p> <p>基点1から基点6までを順次直線で結んだ線並びに基点6, 補助点6の1, 同5の1, 同3の1, 同1の1及び基点1を順次直線で結んだ線により囲まれ</p>	<p>1 大島郡龍郷町瀬留726-2番地先の1号標くいの点</p> <p>2 基点1から223度19分05秒36.519メートルの点</p> <p>3 基点2から210度16分30秒268.627メートルの点</p> <p>4 基点3から191度38分30秒107.468メートルの点</p> <p>5 基点4から192度17分50秒161.830</p>	<p>1の1 基点1から120度27分56秒50.339メートルの点</p> <p>3の1 基点3から110度48分18秒59.526メートルの点</p> <p>5の1 基点5から</p>

た区域	メートルの点	103度57分13秒
	6 基点5から199度27分25秒154.660	58.975メートルの点
	メートルの点	6の1 基点6から
		109度11分33秒
		59.445メートルの点
5 龍郷漁港屋入地区海岸	1 大島郡龍郷町大字屋入字金久原2番地内30号標くいの点	1の1 基点1から
基点1から基点12までを順次直線で結んだ線並びに基点12, 補助点12の1, 同11の1, 同10の1, 同9の1, 同8の1, 同7の1, 同6の1, 同5の1, 同4の1, 同3の1, 同2の1, 同1の1及び基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域	2 基点1から103度00分197メートルの点	35度00分70メートルの点
	3 基点2から79度30分173メートルの点	2の1 基点2から
	4 基点3から3度00分177メートルの点	1度30分90メートルの点
	5 基点4から7度00分95メートルの点	3の1 基点3から
	6 基点5から353度00分206メートルの点	319度00分100メートルの点
	7 基点6から42度30分110メートルの点	4の1 基点4から
	8 基点7から334度00分130メートルの点	281度30分80メートルの点
	9 基点8から23度00分116メートルの点	5の1 基点5から
	10 基点9から332度00分162メートルの点	278度00分80メートルの点
	11 基点10から29度30分162メートルの点	6の1 基点6から
	12 基点11から354度00分87メートルの点	284度30分60メートルの点
		7の1 基点7から
		278度00分100メートルの点
		8の1 基点8から
		270度30分70メートルの点
		9の1 基点9から
		264度00分80メートルの点
		10の1 基点10から
		253度30分50メートルの点
		11の1 基点11から
		275度30分80メートルの点
		12の1 基点12から
		270度30分70メートルの点
6 龍郷漁港西原地区海岸	1 大島郡龍郷町大字芦徳字宇天1457番地内42号標くいの点	1の1 基点1から
基点1から基点11までを順次直線で結んだ線並びに基点11, 補助点11の1, 同10の1, 同9の1, 同8の1,	2 基点1から130度30分138メートルの点	66度00分100メートルの点
	3 基点2から87度00分148メートルの点	2の1 基点2から
	4 基点3から66度00分212メートル	20度00分90メートルの点
		3の1 基点3から

同7の1, 同6の1, 同5の1, 同4の1, 同3の1, 同2の1, 同1の1及び基点1を 順次直線で結んだ線に より囲まれた区域	の点	344度00分80メー トルの点
	5 基点4から99度00分140メートル の点	4の1 基点4から 346度00分70メー トルの点
	6 基点5から48度00分113メートル の点	5の1 基点5から 334度30分80メー トルの点
	7 基点6から355度00分231メートル の点	6の1 基点6から 289度00分80メー トルの点
	8 基点7から31度30分232メートル の点	7の1 基点7から 284度30分70メー トルの点
	9 基点8から327度00分269メートル の点	8の1 基点8から 270度00分100メー トルの点
	10 基点9から29度30分256メートル の点	9の1 基点9から 273度00分60メー トルの点
	11 基点10から336度00分174メートル の点	10の1 基点10から 269度00分60メー トルの点
		11の1 基点11から 226度30分60メー トルの点

鹿児島県告示第906号

土地改良事業県営農地環境整備（農業用排水施設整備）国見地区の工事は、平成29年3月23日に完了した。

平成29年8月25日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第907号

土地改良事業県営農地環境整備（農道整備）国見地区の工事は、平成28年12月9日に完了した。

平成29年8月25日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第908号

土地改良事業県営過疎基幹農道整備（農道整備）平山地区の工事は、平成28年3月30日に完了した。

平成29年8月25日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第909号

土地改良事業県営畑地帯農道網整備（農道整備）中央西地区の工事は、平成28年3月22日に完了した。

平成29年8月25日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第910号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 8 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成29年 7 月 20 日から平成30年 3 月 23 日まで
- 3 作業の地域 日置市日吉町吉利地内

鹿児島県告示第911号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、熊本防衛支局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 8 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（施設測量及び基準点測量）
- 2 作業の期間 平成29年 8 月 21 日から同年12月15日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市

鹿児島県告示第912号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 8 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（吉野地区土地区画整理事業 出来形確認測量）
- 2 作業の期間 平成29年 8 月 21 日から平成30年 2 月 16 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市吉野町，下田町及び川上町

鹿児島県告示第913号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年 8 月 25 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 8 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	223号	霧島市牧園町宿窪田字三畝元2114番6地先から2106番1地先まで	前	19.4~30.2	33.2
			後	19.4~22.0	33.2

始良・伊佐地域振興局告示第23号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年 8 月 25 日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成29年	鹿児島市伊敷台一	始良市東餅田字西道丁原	46.55	6.00

8 月 8 日	丁目39番11号 株式会社ネシード 代表取締役 淵田勝男	662番 9 及び662番11		
---------	---------------------------------------	-----------------	--	--

熊毛支庁告示第 2 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年 8 月 25 日

熊毛支庁長 大田浩一

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成29年 8 月 8 日	西之表市西之表 7463番地 社会医療法人義順 顕彰会 理事長 田上寛容	西之表市西之表字折坂 6450番 6	34.90	4.47～4.50

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成29年 8 月 25 日から 4 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年 8 月 25 日から 4 月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年 8 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス鹿屋西原店
鹿屋市西原三丁目10607番 7 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年 4 月 16 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,700平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数

- 建物西側 63台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北側 20台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 65平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南側 14立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ア 開店時刻 午前9時
- イ 閉店時刻 午後10時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
1箇所 建物敷地北側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成29年 8 月 15 日

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により指宿市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年8月25日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成29年 8 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス山川店
指宿市山川小川字東小川野邊1513番1 外
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成29年 3 月 31 日
- 3 意見の概要
指宿市環境保全条例に基づく騒音に係る指定施設の届出（市環境政策課へ）を行うこと。
-

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成29年 8 月 25 日

鹿児島県警察本部長 河野真

- 1 入札に付する事項
- (1) 借入をする物品等の名称及び数量
放置駐車違反管理システムの賃貸借 一式
- (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成30年 2 月 28 日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間

平成30年 3 月 1 日から平成35年 2 月 28日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の 3 及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成29年 8 月 25 日から同年 9 月 5 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県警察本部会計課
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8566

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成29年10月 5 日午後 5 時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年10月 6 日午前11時

イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室 (警察本部庁舎 3 階)

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 平成29年 9 月 7 日午後 5 時15分

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県 (鹿児島県警察本部長) を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県 (鹿児島県警察本部長) を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2 以上の入札書 (代理人として提出する入札書を含む。) による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法 (明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部会計課調度係

鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8566

電話番号 099-206-0110 (内線2232)

ファックス番号 099-206-5560

13 その他

この調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Illegal parking management system:1set
- (2) DELIVERY PERIOD:
28 February 2018
- (3) DELIVERY PLACE:
As shown in the specification book
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 5 October 2017
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Finance Division
Police Administration Department
Kagoshima Prefectural Police Headquarters
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan
TEL 099-206-0110(ext.2232)
FAX 099-206-5560

.....
一般競争入札の参加者の資格に関する公告

平成29年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札 (以下「入札」という。) に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成29年 8 月 25 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

1 調達をする物品等の種類

- (1) 種類
物品 (医療機器類) の購入

- (2) 名称
X線一般撮影システム 一式

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱 (昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。) 第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号) 第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けた者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特

定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
平成29年8月25日から同年9月7日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
 - (5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
 - (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
入札参加資格を取得した日から平成30年9月30日までとする。
- 5 入札の公示の方法
入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....
一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成29年8月25日

県立薩南病院長 三枝伸二

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称及び数量
X線一般撮影システム 一式
 - (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有する者であること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けている者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成29年8月25日から同年9月7日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

県立薩南病院総務課
南さつま市加世田高橋1968番地4号 郵便番号 897-1123

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成29年10月5日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年10月6日午前11時
イ 場所 県立薩南病院小会議室（2階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立薩南病院総務課

南さつま市加世田高橋1968番地4号 郵便番号 897-1123

電話番号 0993-53-5300

ファックス番号 0993-53-6764

13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

General Radiography System:1Set

- (2) DELIVERY PERIOD:
As specified in the tender explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Kagoshima Prefectural Satsunan Hospital
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 5 October 2017
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Management Division
Kagoshima Prefectural Satsunan Hospital
1968-4 Kasedatakahashi, Minamisatsuma City, Kagoshima Prefecture 897-1123 Japan
TEL 0993-53-5300
FAX 0993-53-6764

公安委員会公告

警備業交通誘導警備業務 1 級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業交通誘導警備業務 1 級検定を次のとおり実施する。

平成29年 8 月 25 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

- 1 検定の種別及び級の区分
交通誘導警備業務 1 級
- 2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員
 - (1) 実施日時
平成29年12月 2 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、検定当日の受付時間は、午前 8 時30分から午前 9 時までとする。
 - (2) 実施場所
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番 1 号）
 - (3) 受検定員
30人（受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者
 - (2) 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から交通誘導警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けたもの
- 4 検定の方法及び内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成29年 9 月 25 日（月）から同年10月 6 日（金）まで（県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前 8 時30分から午後 5 時まで

(2) 提出書類

ア 検定規則に規定する検定申請書（別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。）

1 通

イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1 通

エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1 通

オ 交通誘導警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（3 の(1)に該当する場合に限る。） 1 通

カ 交通誘導警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し（3 の(2)に該当する場合に限る。） 1 通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

受検者が県内に居住する場合におけるその者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

6 検定手数料

14,000円（14,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、ひも付き警笛及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。

(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）